

番号	御意見	御意見に対する考え方
「適用病害虫又は適用農作物等に対する薬効試験及び適用農作物に対する薬害試験の試験例数の一部改正」に関する御意見		
1	<p>3ページの豆類について</p> <p>「次の①又は②の2種類で合計8例以上（少なくとも1種類の作物は6以上）並びに当該作物群に含まれる当該2種類の作物以外の作物で2例以上」の文章について</p> <p>(1) 「次の①又は②の2種類で・・・」の記載では、①から2種類あるいは②から2種類と読めます。①から1種類及び②から1種類を意味するのであれば、「次の①及び②の2種類で・・・」が適当です。</p> <p>(2) 「・・・当該2種類の作物以外の作物で・・・」の意味が不明確です。”当該2種類の作物” が①及び②に含まれる4作物を指すとも、それから選択された2作物を指すとも読めます。文意が明確となる文言としてください。</p> <p>例：「・・・①及び②の4作物以外の作物で・・・」あるいは「・・・①及び②から選択した2作物以外の作物で・・・」</p>	<p>(1) 御指摘のとおり「次の①及び②の2種類で」に修正します。</p> <p>(2) 御指摘のとおり、①及び②以外の作物から選択することが読み取りにくいので、</p> <p>「・次の①及び②の2種類の作物で合計8例以上（少なくとも1種類の作物は6例以上）</p> <p>・当該作物群に含まれる①及び②以外の1種類の作物で2例以上</p> <p>① だいず又はえだまめ</p> <p>② いんげんまめ又はさやいんげん」</p> <p>に修正します。</p> <p>なお、非結球あぶらな科葉菜類に関しても誤解がないよう修正します。</p>
2	<p>3ページの豆類について</p> <p>「次の①又は②の2種類で」は「次の①及び②の2種類で」ではないでしょうか。</p> <p>7ページの4. 芝を申請する場合について</p> <p>(4) 「西洋芝に使用される農薬（殺虫剤に限る。）」は「西洋芝に使用される農薬（殺虫剤又は殺菌剤に限る。）」ではないでしょうか。</p>	<p>豆類の薬効試験及び薬害試験に関しては、御指摘のとおり「次の①及び②の2種類で」に修正します。</p> <p>西洋芝に関しては、草種間で属が異なり、発生する病害も草種により異なることがあります。このため、グループによる評価は、殺虫剤に限定しています。</p>

「農薬の物理的・化学的性状の試験方法の一部改正」に関する御意見		
1	物理化学的性状の（４）原液安定性試験について、CIPAC MT 39.3 と農薬公定検査法が試験法として挙げられています。CIPAC MT 39.3 では、フロアブル剤、ゾル剤等の透明でない製剤について、目視で析出物が認められた場合は、ふるいに回収、乾燥後の残渣の重量測定をするよう明記されています。一方、農薬公定検査法では目視観察のみで残渣の重量測定まで求められていません。CIPAC MT 39.3 で試験する場合も目視の観察のみとしても問題ないでしょうか。	CIPAC MT 39.3 で試験する場合は、ガイドラインに従い、乾燥後の残渣の重量を測定することになります。
2	物理化学的性状の（４）原液安定性試験について、農薬公定検査法（６）の「６．乳剤原液の安定性」が試験法として挙げられています。もともとは乳剤に対する試験法ですが、フロアブル剤、液剤等、他の剤型についてもこの試験法で実施しても問題ないでしょうか。問題ないのであればガイドライン又は審査ガイダンスに明記すべきではないでしょうか。	農薬公定検査法（６）の「６．乳剤の安定性」で、乳剤以外の原液安定性試験を実施しても問題ありません。今後発出を予定しているガイダンスに記載する予定です。
3	物理化学的性状の（３）粒度について、“篩目の上限と下限は、含有される割合が5%以下になるよう設定する。”とありますが、篩目の上限に含有される割合と篩目の下限（受皿）に含有される割合の合計が5%以下になるよう設定すると認識で問題ないですか。また、その旨表現を変更してはいかがでしょうか。	御認識のとおりで問題ありません。表現については、「篩目の上限に含有される割合と篩目の下限に含有される割合の合計が5%以下になるよう設定する。」に修正します。
改正内容の全般に関する御意見		
1	通知の誤字・脱字等の訂正について 今回の通知改正には、内容に係らない誤字・脱字等文言の訂正が含まれています。 明らかな誤りの訂正については、次の通知改正を待つのではなく、発見された段階ですぐに正誤表を発出できませんか。	頂いた御意見を踏まえ、今後の対応に反映させてまいります。
2	25 ページの下から3行目の「あぶらな科葉菜類」は、新旧ともに「あぶらな科茎野菜」に修正すべきです。	御指摘のとおり「あぶらな科茎野菜」に修正します。

3	<p>別記様式6（水質汚濁予測濃度算出濃度、製剤ごとに記載）及び別記様式9（鳥類予測濃度、有効成分ごとに記載）については、別途通知されている「農薬登録申請時に提出する資料について（ドシエガイダンス）」における記載と齟齬があるので、この点を整理していただきたい。なお、当方としては、鳥類予測濃度については、毒性指標に対し、各製剤の使用方法による暴露が超過するかどうかを判断するものであり、評価は製剤ごとに行うべきと考えています。</p>	<p>別記様式第6号及び第9号の様式について、整合性が取れるよう様式を修正します。</p>
その他の御意見		
1	<p>除草剤は危険なので、除草剤の規制を推し進めてください。</p>	<p>農薬取締法による登録制度で審査を受ける際には、食品安全委員会において、食品への残留による人の健康への食品健康影響評価を行い、その結果を基に、厚生労働省において、食品中の残留農薬基準を設定、また、環境省において、魚や藻類などの動植物への影響評価を実施し、農林水産省が、農薬の安全性や効果が確保されることを確認した上で、使用方法を定めて登録しています。</p> <p>このように、安全性を科学的に審査して、人の健康や環境に対して安全と認められた場合に、農薬登録を行っているため、農薬登録された除草剤に関しても、定められた使用方法に従って使用する限り、安全性に問題が生じることはないものと考えております。</p>
2	<p>今回のような試験についての詳細は、農薬を使用する限りは厳しく試験項目を設定し、人体のみならず生態系への影響をきちんと把握して、使用するの当然のことと考えますが、「農薬を使用する前提」は早急に外すべきで、「農薬は使用しない前提」に切り替え、「農薬を使用するのは例外中の例外」という考えに立脚して、より厳しい試験項目にすべきです。</p>	<p>農薬取締法による登録制度で審査を受ける際には、食品安全委員会において、食品への残留による人の健康への食品健康影響評価を行い、その結果を基に、厚生労働省において、食品中の残留農薬基準を設定、また、環境省において、魚や藻類などの動植物への影響評価を実施し、農林水産省が、農薬の安全性や効果が確保されることを確認した上で、使用方法を定めて登録しています。</p>

		<p>このように、現在の試験項目から安全性を科学的に審査して、人の健康や環境に対して安全と認められた場合に、農薬登録を行っているため、登録された農薬を定められた使用方法に従って使用する限り、安全性に問題が生じることはないものと考えております。</p>
3	<p>日本は海外とは逆に農薬の使用基準をどんどん緩めていることが、環境にも健康にも影響が大きいと思います。早急に基準の見直しをお願いします。</p>	<p>農薬取締法による登録制度で審査を受ける際には、食品安全委員会において、食品への残留による人の健康への食品健康影響評価を行い、その結果を基に、厚生労働省において、食品中の残留農薬基準を設定、また、環境省において、魚や藻類などの動植物への影響評価を実施し、農林水産省が、農薬の安全性や効果が確保されることを確認した上で、使用方法を定めて登録しています。</p> <p>このように、現在の試験項目から安全性を科学的に審査して、人の健康や環境に対して安全と認められた場合に、農薬登録を行っているため、登録された農薬を定められた使用方法に従って使用する限り、安全性に問題が生じることはないものと考えております。</p>